

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 平成二十五年総務省・農林水産省・国土交通省告示第二号等を廃止する告示（総務省・農林水産省・国土交通省）
- うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動物物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件（農林水産省）
- 内水面漁業の振興に関する法律第三十条において読み替えて準用する漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める養殖場の基準を定める件（同八二二）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件の一部を改正する件（経済産業省）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（同九〇）
- 外航船舶確保等基本方針（国土交通省）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（同六一三、六一四）
- 高速自動車国道に関する件（同六一五、六一七）
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二五）

- 道路に関する件（東北地方整備局六八〇七〇）
- 道路に関する件（関東地方整備局一六一、一六二）
- 道路に関する件（北陸地方整備局四七）
- 道路に関する件（中国地方整備局五三、五四）
- 道路に関する件（北海道開発局六七〇七二）
- 〔人事異動〕
- 警察庁 最高裁判所
- 〔官庁報告〕
- 国家試験
- 通関士試験公告（財務省）
- 〔公告〕
- 諸事項
- 官庁
- 酒類の地理的表示を指定する件、国営土地改良事業の工事完了、鉱業法第一四二条の規定、無縁墳墓等改葬関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
- 会社その他

告示

- 農林水産省告示第一号
国土交通省
総務省
農林水産省告示第二号等を廃止する告示を次のように定める。
令和五年六月三十日
 - 農林水産大臣 松本 剛明
国土交通大臣 野村 哲郎
警察庁長官 齊藤 鉄夫
 - 農林水産省告示第二号等を廃止する告示
次に掲げる告示は、廃止する。
 - 一 平成二十五年農林水産省告示第二号
農林水産省
国土交通省
 - 二 平成二十五年農林水産省告示第四号
農林水産省
国土交通省
 - 三 平成二十五年農林水産省告示第七号
農林水産省
国土交通省
 - 四 平成二十五年農林水産省告示第十号
農林水産省
国土交通省
 - 五 平成二十五年農林水産省告示第十三号
農林水産省
国土交通省
 - 六 平成二十六年農林水産省告示第二号
農林水産省
国土交通省
 - 七 平成二十六年農林水産省告示第六号
農林水産省
国土交通省
 - 八 平成二十六年農林水産省告示第二十二号
農林水産省
国土交通省
 - 九 平成二十七年農林水産省告示第七号
農林水産省
国土交通省
 - 農林水産省告示第八二二一号
内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六号第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。
令和五年六月三十日
 - 農林水産大臣 野村 哲郎
- | | | |
|-----|--------------------|----------------|
| 十 | 平成二十八年農林水産省告示第十四号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十一 | 平成二十八年農林水産省告示第十五号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十二 | 平成二十八年農林水産省告示第十六号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十三 | 平成二十九年農林水産省告示第四号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十四 | 平成二十九年農林水産省告示第五号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十五 | 平成二十九年農林水産省告示第二十一号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十六 | 平成三十年農林水産省告示第一号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十七 | 平成三十年農林水産省告示第四号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十八 | 平成三十一年農林水産省告示第二号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 十九 | 平成三十一年農林水産省告示第五号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 二十 | 令和元年農林水産省告示第三号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 二十一 | 令和二年農林水産省告示第五号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 二十二 | 令和三年農林水産省告示第十七号 | 農林水産省
国土交通省 |
| 二十三 | 令和四年農林水産省告示第六号 | 農林水産省
国土交通省 |
- 附則
この告示は、令和五年七月一日から施行する。

一 制限措置の内容

- (一) 許可をすべき水産動植物の総量
にほんうなぎ 21.7トﾝ
にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トﾝ
- (二) 養殖場の総面積
3 平方メートル以上
- (三) 養殖場の数
にほんうなぎ 419
このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 415
国内で養殖されたことのあるうなぎ (以下「既養殖うなぎ」という。)のみを養殖する養殖場 34
- 34
にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103
このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 65
既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 38
- 二 許可を申請すべき期間
令和 5 年 7 月 1 日から同年 10 月 2 日まで
- 三 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までとする。
- 四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準
農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならぬ養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。
 - (一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場
 - 1 農林水産大臣は、現に当該指定養殖業の許可を受けている者 (以下「実績を有する者」という。)が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量 (当該許可において定められた数量に限る。)に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
 - 2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、(一)の水産動植物の総量又は(二)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、(一)の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をすることができる水産動植物の数量は 1 キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と(一)の申請に係る許可の数量の合計が(一)の水産動植物の総量に、又は(二)の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。
 - この方法により許可をすることができる者が定めるときは、公正な方法でくじを行い、許可をすることができる。
 - (二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場
 - (一) 1 の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をすることができる養殖場を決定するものとする。
 - この方法により許可をすることができる者が定めるときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

- 1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ 21.7トﾝ(一)に定めるにほんうなぎの総量) 及び 419 (一)に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数) を超えない範囲で行うことができる。

- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トﾝ(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量) 及び 103 (一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数) を超えない範囲で行うことができる。
- 4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。
 - 一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類 (以下「出荷書類」という。)を交付しなければならぬ。
 - 二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。
 - 三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面上に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

○農林水産省告示第八百二十二号

内水面漁業の振興に関する法律 (平成二十六年法律第百三十三号) 第三十条において読み替えて準用する漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第四十一条第一項第五号の規定に基づき、指定養殖業の許可に係る以下の資格要件に関する養殖場の基準を次のとおり定める。

農林水産大臣 野村 哲郎

令和五年六月三十日

- 一 養殖池が水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、飼育水が漏れるおそれがないこと。
 - 二 養殖池が用水設備又は揚水設備と接続し、かつ、排水設備又はこれに代わる設備と接続していること。
 - 三 養殖池が十分な体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、振動、衝撃等により容易に損傷しなからなければならないこと。
 - 四 養殖池が土壌その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないことであること。ただし、養殖池が屋外から隔離する構造である室内に常置される場合においてはその限りでない。
 - 五 飼料の保管及び給餌の用に供する設備があること。
 - 六 養殖池及び関連施設が一体となつて、うなぎが養殖池及び関連施設から外部に逸出しないよう逸出防止措置が講じられていること。
 - 七 養殖池及び関連施設が一体となつて、鳥類又は哺乳類に属する野生動物による被害の防止措置が講じられていること。
- 附 則
- (施行期日)
この告示は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、この告示の規定は、適用しない。
 - (経過措置)
この告示の施行の際現に指定養殖業の許可を受けている養殖場については、この告示の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、この告示の規定は、適用しない。